

厚生労働省における薬物乱用防止対策

令和 7 年度 薬物乱用対策推進地方本部全国会議

令和 8 年 2 月 2 5 日

厚生労働省 医薬局監視指導・麻薬対策課

薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

副議長

国家公安委員会委員長
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

議長 厚生労働大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる
平成27年1月閣議決定に基づき、平成29年4月1日に厚生労働省に薬物乱用対策に係る総合調整権限が移管。

庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

幹事会

議長 厚生労働省 医薬局長

内閣官房 内閣審議官（副長官補付）
内閣審議官（内閣広報室）
警察庁 生活安全局長
刑事局長
刑事局組織犯罪対策部長
消費者庁 次長
こども家庭庁 成育局長

総務省 大臣官房総括審議官
法務省 政策立案総括審議官
外務省 総合外交政策局長
財務省 関税局長 主計局長
文部科学省 総合教育政策局長
経済産業省 大臣官房技術総括・保安審議官
国土交通省 総合政策局長
海上保安庁 次長

推進本部

平成9年 1月17日閣議決定
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年 4月28日一部改正
平成19年10月 9日一部改正

推進会議

平成20年12月26日閣議口頭了解
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）
（基本方針）
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月 薬物乱用防止五か年戦略
平成15年7月 薬物乱用防止新五か年戦略
薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
平成20年8月 第三次薬物乱用防止五か年戦略
平成22年7月 薬物乱用防止戦略加速化プラン
平成24年8月 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策
平成25年8月 四次薬物乱用防止五か年戦略
平成26年7月 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策
平成30年8月 五次薬物乱用防止五か年戦略
令和5年8月 六次薬物乱用防止五か年戦略

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- 本部長 知事等
- 本部員 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

<治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

<大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

<薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進>

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

<巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り>

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

<新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制>

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

<密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化>

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

<大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化>

- コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

<国際的な人の往来増加への対応としての水際対策>

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

<各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化>

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

<我が国の薬物乱用政策の積極的発信>

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

<海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化>

- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

第六次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップの主な取組と成果

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知
- 国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化
- デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化

- 大麻の乱用拡大が進む若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、薬物乱用防止講習等を実施した。
- 薬物乱用防止読本の作成・配布、ウェブサイトやSNS等多様な媒体を用いた広報啓発活動を各機関が連携して実施し、薬物乱用根絶意識の醸成を図った。

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施
- 治療等を提供する医療機関等の充実・強化
- 大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討

- 関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援を一体的に実施した。
- 薬物乱用者に対し、再乱用防止プログラムの実施の強化を行った。
- 麻薬取締部で行う再乱用防止プログラムについて、令和6年においては、新規対象者の参加率が79%、定着率が92%であり、高水準であった。

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進
- 巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り
- 新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制

- 令和6年中、暴力団構成員等2,385人を薬物事犯により検挙した。
- 令和6年中、麻薬特例法第5条(業として輸入等)を22件適用した。
- 令和6年中、薬物犯罪収益等の没収・追徴額の合計は4億8,096万円であった。
- 令和6年中、サイバー捜査に特化した部門の強化や体制整備を推進し、サイバー空間を利用した薬物密輸・密売事犯に対する捜査を展開した。
- 令和6年中、危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、32物質を新たに指定薬物に指定する等、迅速な規制を実施した。
- 大麻取締法等改正法の施行により、大麻施用罪に係る規定等を適用できることとした。

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 密輸手口の分析、情報共有等を通じた水際取締り体制の強化
- 大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化
- 国際的な人の往来増加への対応としての水際対策

- 令和6年中、薬物密輸入事犯475人を検挙した。
- 令和6年中、水際において、約2,579kgの不正薬物の密輸を阻止した。
- 関係省庁による密輸出入取締対策会議等を開催し、連携強化を図った。
- 訪日外国人に向けた薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施した。

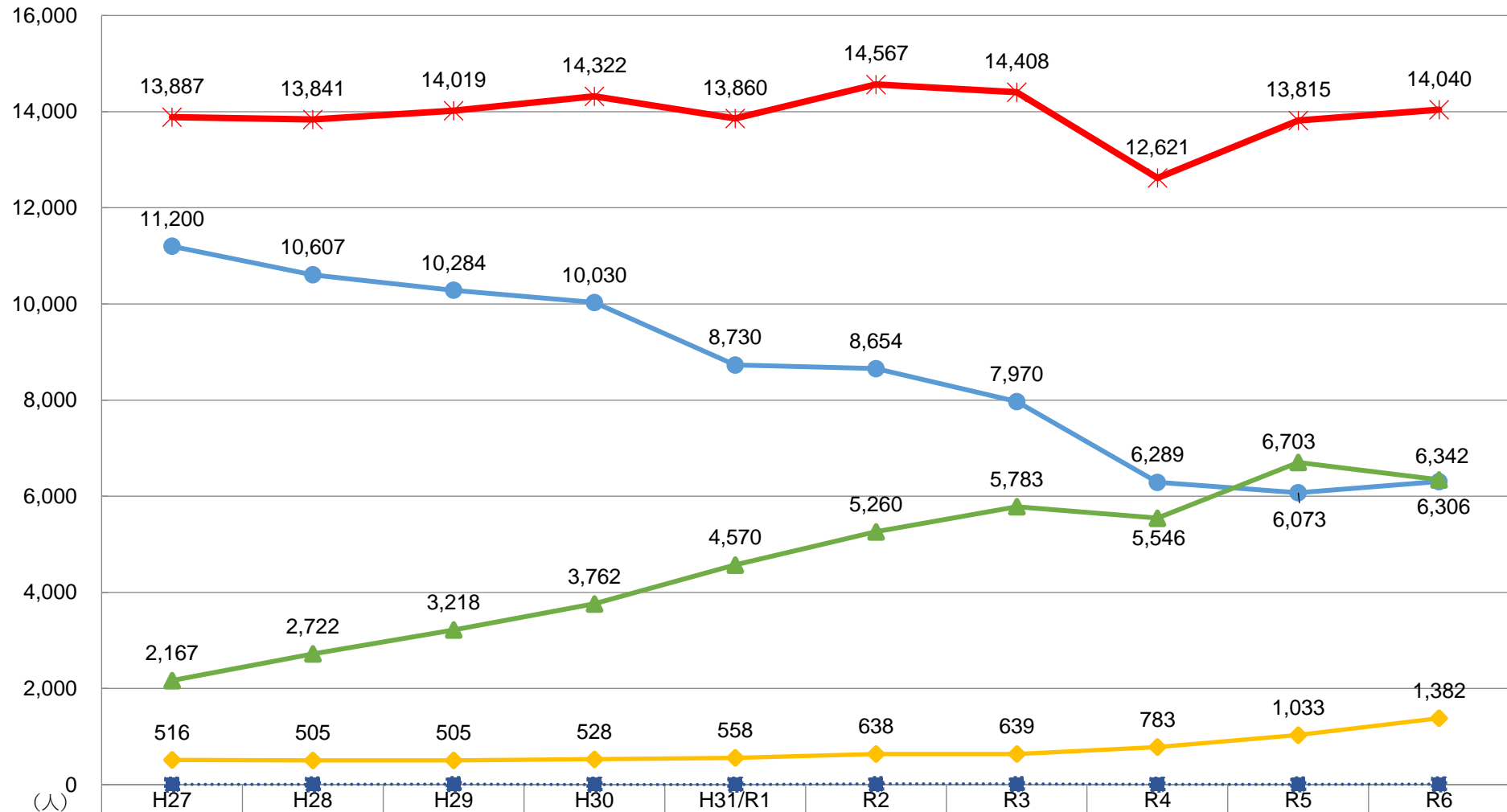
目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 各国・地域間の違法薬物密輸、取引情報等の収集及び体制の強化
- 我が国の薬物乱用政策の積極的発信
- 海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化

- 国際会議や関係国との会談を通して積極的な情報交換を実施し、協力関係の強化が図られた。
- 国際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。
- 国際社会での薬物乱用対策のイニシアチブを握るため、各国の情勢把握に留まらず、我が国の取組や考えについても積極的に発信し、理解の獲得に努めた。

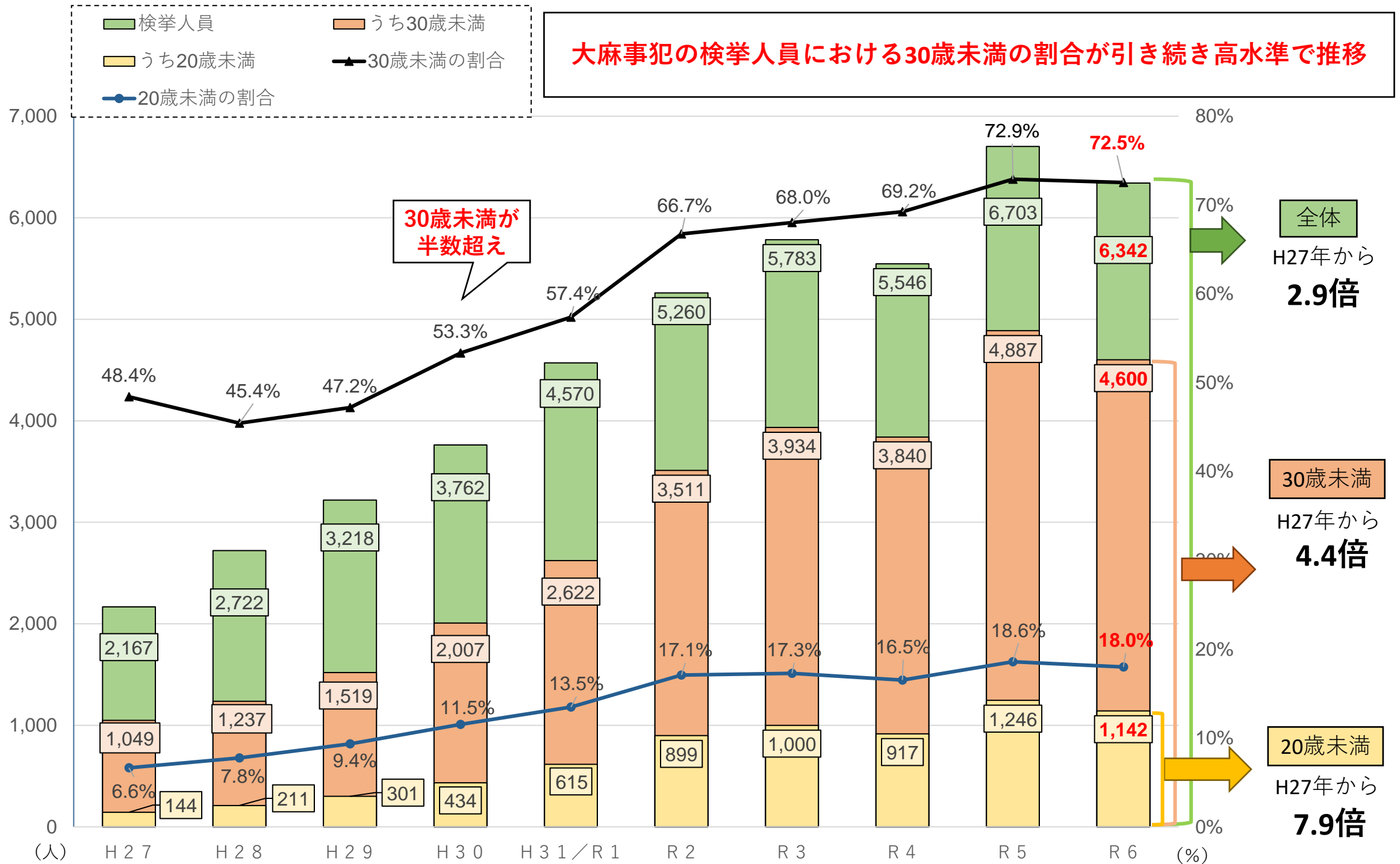
薬物事犯検挙人員の推移

- 薬物事犯全体の検挙人員は、**前年より増加した**
- 大麻事犯の検挙人員は、減少したものの同水準で推移し、依然として覚醒剤の検挙人員を上回る結果となった
- 麻薬事犯の検挙人員は、**過去10年で最多であった前年よりも更に増加した**



	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
覚醒剤	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306
大麻	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342
麻薬・向精神薬	516	505	505	528	558	638	639	783	1,033	1,382
あへん	4	7	12	2	2	15	16	3	6	10
全薬物事犯	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567	14,408	12,621	13,815	14,040

大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）



フェンタニル等乱用薬物の早期検出、拡大防止に向けた取組

狙い

- ・ 医療の現場で発生した事例や不審な薬物中毒事例などを早期に検出するための情報収集体制を構築。
- ・ 早期発見情報を厚生労働省に集約し、状況に応じて、行政機関が連携して重点的な対策に当たる。
- ・ 対象薬物は、フェンタニル系（ニタゼン系類縁化合物を含む。）及びエトミデート系の物質。

重点的な対策に活用

予防啓発

(厚労、文科、こ家 等)

取締り

(警察、厚労、財務、海保)

厚生労働省

- ・ 乱用薬物の早期把握
- ・ 未規制物質の指定 等

協力要請

集約情報に基づく予防啓発

こども家庭庁

- ・ 学校における薬物乱用防止教育
- ・ 未然防止のための周知や啓発
- ・ 団体に対する情報共有や注意喚起等の国民の規範意識の向上に向けた広報啓発活動等

文部科学省

集約

情報提供協力要請

情報提供

共有・報告等

重点対応のための
早期検出薬物の共有

- 国連薬物・犯罪事務所(UNODC)
- 各国関係機関 等

連携

薬物中毒の被疑薬情報

都道府県

医療機関
救命救急センター 等

公益財団法人
日本中毒情報センター

このほか、

- ・ 乱用実態の調査研究
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)
- ・ 麻薬中毒者制度(慢性中毒の者)【麻薬及び向精神薬取締法】
- ・ 精神障害者制度(自傷他害のおそれのある者)【精神保健福祉法】
においても把握

事案に応じた行政機関の連携

財務省 税関

- ・ 密輸摘発事例の情報

海上 保安庁

- ・ 摘発事例の情報
- ・ 死体取扱いで把握した際の情報

警察庁

- ・ 検挙事例の情報
- ・ 死体取扱いで把握した際の情報

厚生労働省 麻薬取締部

- ・ 検挙事例の報告等

外務省

- ・ 国際的な刊行物
- ・ 関係諸国に実施している薬物対策支援に関する情報

危険ドラッグ対策と指定薬物について

危険ドラッグ

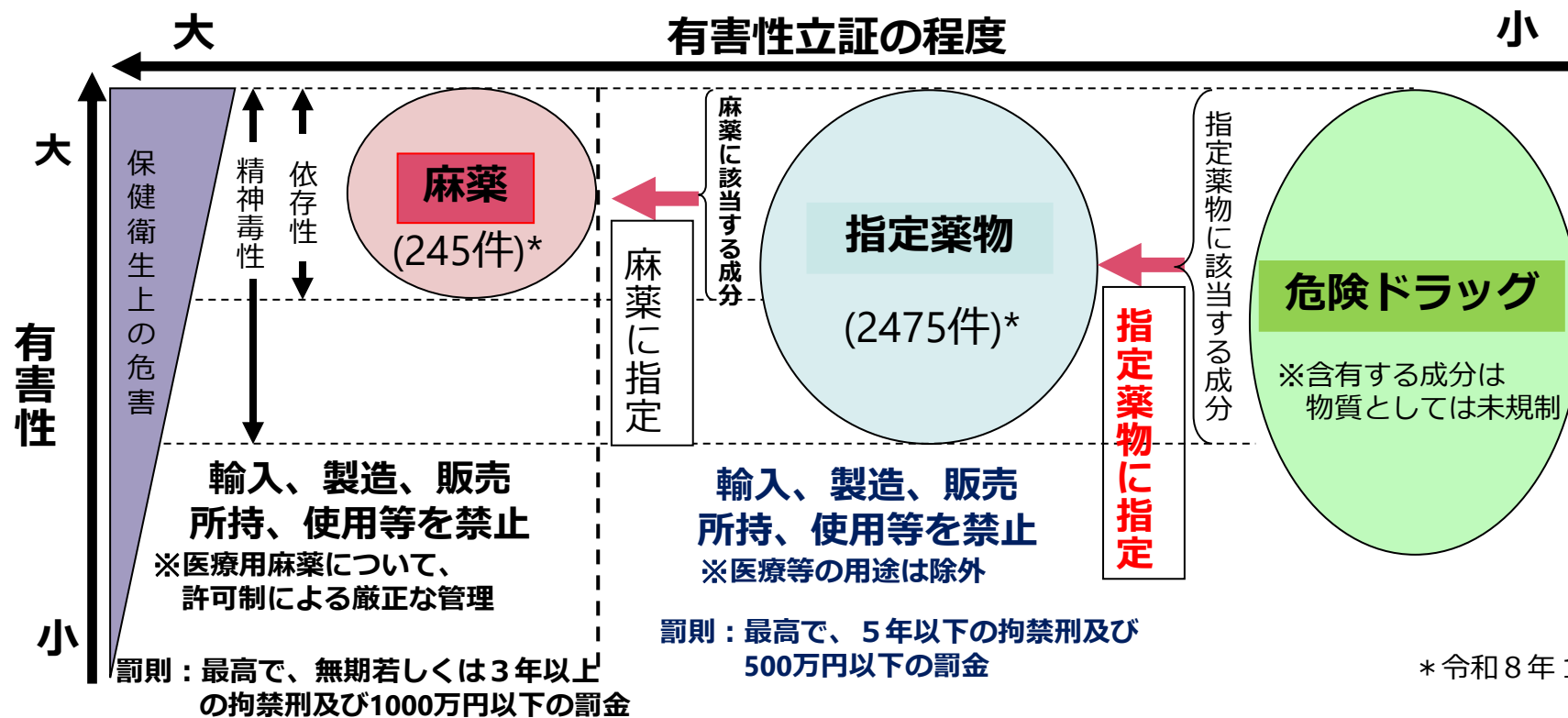
一般に、麻薬や覚醒剤及び大麻の成分に類似した構造の未規制物質を含有し、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがあるもの。



指定薬物

精神毒性（幻覚、中枢神経系の興奮・抑制）を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質を指定する。

→ 指定された薬物について、あらかじめ定めた正当な用途以外の製造、輸入、販売、所持、使用等を規制することにより、乱用を防止



麻薬及び向精神薬取締法による規制

医薬品医療機器等法による規制

危険ドラッグへの取組について

(1) 令和7年4月以降の主な取組状況

- エトミデートを指定薬物へ指定。
- 令和8年1月までに、国内外に流通する危険ドラッグについてエトミデートを含め13物質を指定薬物に指定。
- 製品を摂取後に健康被害が生じた事例について、当該製品の販売が疑われる店舗に対して立入検査を実施。

(2) 令和6年の立入検査の実施結果

立入検査件数（件）		
麻薬取締官	麻薬取締員	薬事監視員
68	42	24

(3) 今後の対策

- 指定薬物の新規指定、流行する危険ドラッグに対して迅速な指定及び包括指定
- 危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令、販売等停止命令の発動
- 関係機関と連携した取締り強化

製品安全誓約に基づく取組について

概要（製品安全誓約とは）

- OECD が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、リコール製品や安全ではない製品が生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、令和5年6月29日に、消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイス（OM）の運営事業者により策定された日本版「製品安全誓約」であり、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」。
- 令和6年12月12日に、「麻薬及び向精神薬取締法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が対象製品（安全ではない製品）に係る対象法令として新たに加わった。
- 署名OM運営事業者は、リコール製品等の出品削除、再出品を防止する仕組みの構築・維持等、規制当局は、販売者向けの説明資料の提供等を実施。

麻向法・薬機法の対象となる消費者向け製品

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法に規定する「麻薬」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「指定薬物」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「指定薬物」に速やかに指定する可能性のある成分が混入（疑いを含む。）した製品
 - ① 広域禁止物品として官報告示公示前の製品
 - ② 広域禁止物品として官報告示公示後の製品

削除実績

- 令和6年12月12日以降、本制度に基づき「麻薬」成分が混入した製品計2製品について削除要請を実施した結果、当該2製品について同要請に基づく出品削除が行われた。

○製品安全誓約（日本国）に署名したOM運営事業者 ※2026年1月30日現在

OM運営事業者	運営しているOM
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ（CtoC） メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク（CtoC）
LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング、Yahoo!オークション（CtoC）、Yahoo!フリマ（CtoC）、LINEギフト
楽天グループ株式会社	楽天市場 楽天ラクマ（CtoC）
三井不動産株式会社	Mitsui Shopping Park &mall
Whaleco Japan株式会社	Temu

厚生労働省における広報・啓発活動の取組について

○薬物乱用防止デジタル広報啓発事業

事業の概要

令和3年度より大麻に関心が高い者（ハイリスク層）をターゲットとして、デジタル広告をSNSやHP上に掲載し、特設サイトに誘導することで大麻の危険性等大麻に関する正しい情報の啓発を行っている。令和5年度には大麻取締法の改正を受け、広く一般国民（一般層）を対象としたデジタル広報を行った。

令和7年度も引き続きハイリスク層をターゲットとしたデジタル広告の展開を行っている。

令和7年度におけるハイリスク層への啓発

令和7年11月特設サイト開設。

デジタル広告の配信について、11月中旬から2月末にかけて展開している。

- 特設HP内に、大麻に関する漫画を2本掲載し、そのワンシーンをバナー広告や動画広告としてSNS等において展開することで、広告閲覧者の関心を引き、特設サイトへ誘引することを図っている。

また、HPについては昨年同様に相談窓口に繋がりをやすくする工夫を行った。

- 令和6年度に続き、広告によって閲覧者の意識がどの程度変容したか、アンケートによる効果測定調査を実施している。

○配信媒体

バナー広告：X（旧Twitter）、Instagram、Yahoo!ディスプレイ、Googleディスプレイ

リスティング広告：Yahoo!、Google

動画広告：Youtube、X

リンク：https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/campaign2025_2/index_01.html



▲漫画コンテンツの抜粋

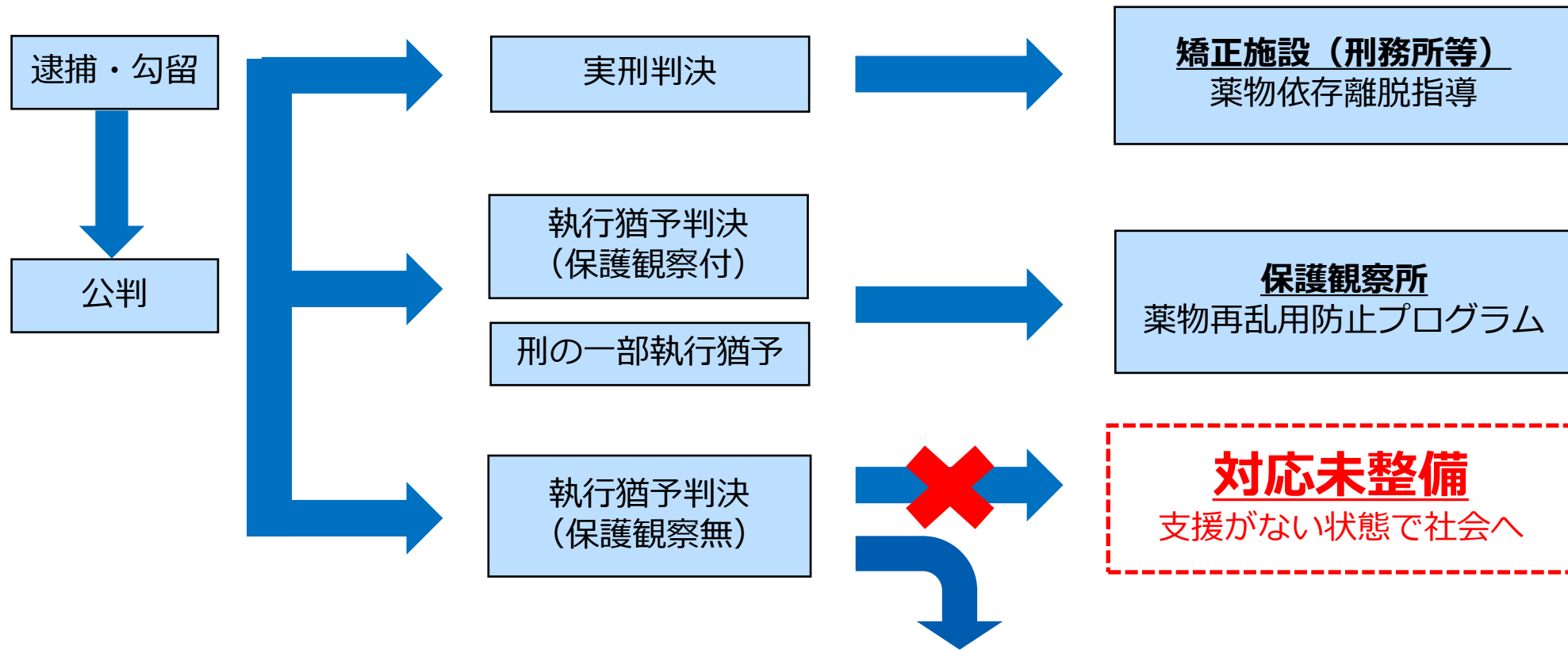
▼ハイリスク層向け特設サイト



▼バナー広告の例



薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業

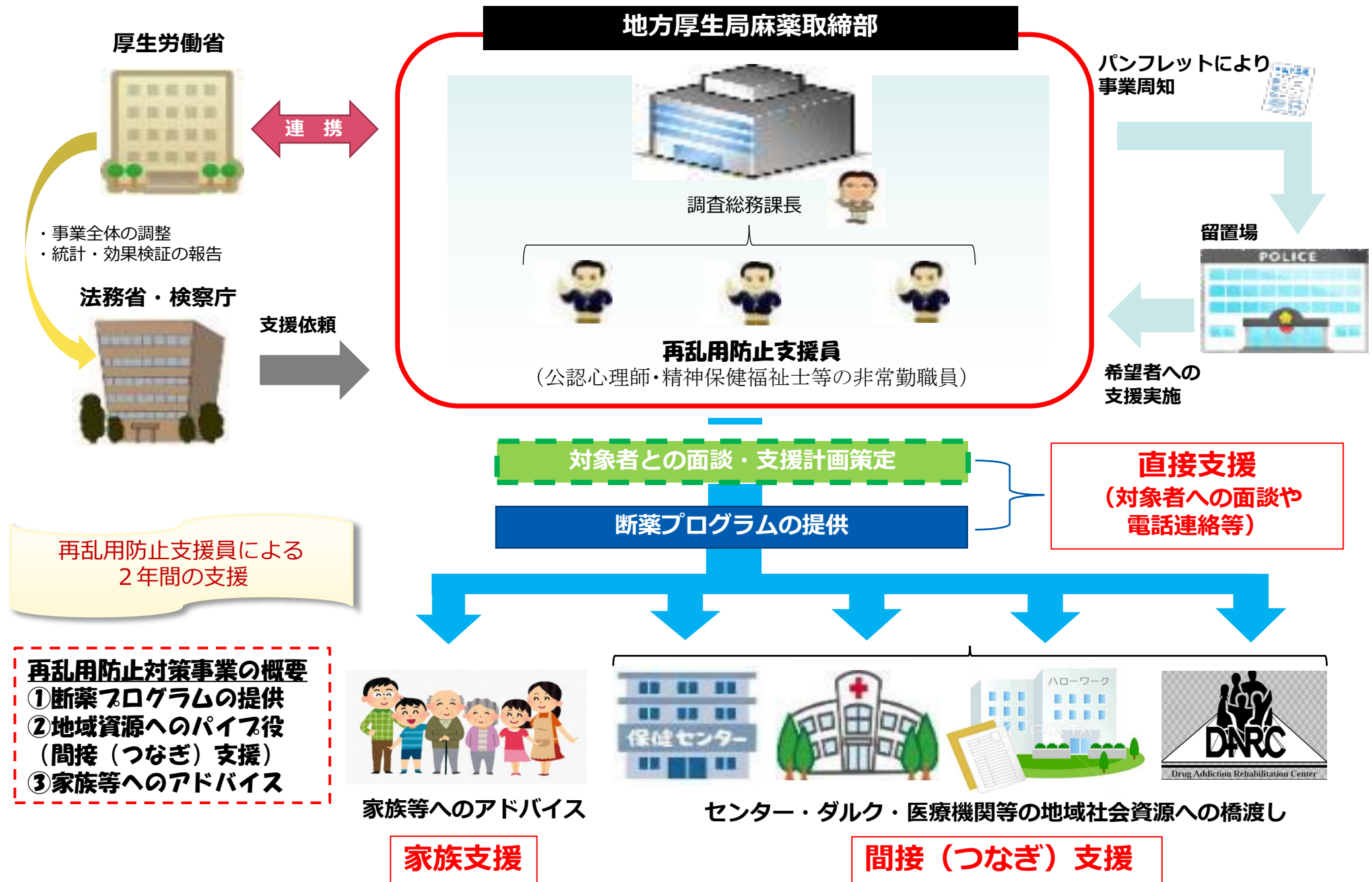


麻薬取締部による再乱用防止対策プログラム

執行猶予判決（保護観察無）を受けた薬物事犯者（初犯）等を中心に再乱用防止に向けた支援を実施。

- ①直接支援：支援対象者との面談、断薬プログラムの提供。
- ②間接支援：センター・ダルク・医療機関等の地域社会資源への橋渡し。
- ③家族支援：対象者の家族への電話連絡や面談。

薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業



麻薬取締部による麻薬・覚醒剤事犯等検挙人員（速報値）

	令和6年	令和7年	前年比
大麻	259人	283人(30人)	109%
覚醒剤	181人	179人	99%
麻薬及び向精神薬（大麻を除く）	116人	105人	91%

※（ ）内は施用罪の検挙人員を示し、内数である

